

平成26年9月30日

関係各位

東京税関業務部

「3R推進月間におけるバーゼル法等関連貨物の取締り」
に係る協力依頼について

平素から税関行政に対しご理解とご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

近年、リサイクル等を目的とした循環資源の国際移動が活発化していることに
伴い、廃棄物等を不正に輸出入しようとする事例が増加しています。

税関は、バーゼル法等関連貨物（廃棄物等）の不正輸出入を防止するため、関
係府省と連携して水際における取締り等を行っておりますが、例年10月には「3
R（リデュース・リユース・リサイクル）推進月間」として環境省等の関係府省
や地方公共団体等による様々な取組みが行われています。

東京税関におきましても、本年10月1日（水）から10月31日（金）まで
の間、環境省の地方環境事務所と連携して水際での取締りを実施し、バーゼル法
等関連貨物の不正輸出入防止に取り組んでいくこととしましたので、格段のご理解
とご協力をお願いいたします。

なお、バーゼル法等関連貨物の不正輸出入に関する不審な情報がありましたら、
どんな些細なものでも結構ですので、最寄の税関官署までご一報下さいますよう
併せてお願いいたします。

東京税関業務部通関総括第2部門（輸入）

03-3599-6338

東京税関業務部通関総括第4部門（輸出）

03-3599-6341